



2022年11月28日
全国港湾22発第33号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿



実力行使の解除について

公文 21 発第 86 号(4月8日付)の実力行使の通告、公文 21 発第 90 号(4月 14 日付)の実力行使の延期、公文 21 発第 95 号の実力行使の延期、公文 21 発第 101 号の実力行使の再延期を、11 月 28 日(月)11 時 15 分をもって解除したことを通知いたします。

また、公文 20 発第 93 号(21 年 5 月 20 日付)横須賀新港へのフェリー就航に係る雇用問題に対する通告、公文 21 発第 8 号(21 年 7 月 28 日付)能代運輸(株)の労使協定違反などに関する要求に係る「行動の自由の留保」の通告も 11 月 28 日(月)11 時 15 分をもって解除したことをあわせて通知いたします。

以 上

2022年11月28日
全国港湾22発第34号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 真島 勝 重



22 春闘および、横須賀問題、秋田・船川港問題に関する実力行使の解除について

11月28日(月)に開催した第6回(続々会)中央港湾団交において、22春闘仮協定書(案)を取り交わし11時15分に妥結した。よって、中央闘争委員会は、以下のストライキ行動の解除を確認した。

記


1. 22春闘に係る公文21発第87号(4月8日付)実力行使の指示、公文21発第91号(4月14日付)実力行使の延期の指示、公文21発第96号(4月21日付)実力行使の延期の指示、公文21発第102号(5月19日)実力行使の再延期の指示について、すべて解除する。
2. 横須賀問題に係る公文20発第100号(21年5月27日)横須賀新港ふ頭フェリー就航に対する抗議行動指示、公文20発第101号(21年6月1日)抗議行動の延期指示を、確認書を取り交わしたので、解除する。
3. 秋田・船川港問題に係る公文21発第9号(21年7月28日)能代運輸(株)の労使協定などに関するストライキを含む行動の準備指示についても確認書を取り交わしたので、解除する。

以上

<添付> 公文33号 実力行使の解除について

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾22FAX第33号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2022年11月28日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

22春闘第6回中央港湾団交(続々会)の経過について

(本文)

1. 全国港湾と港運同盟は、11月28日(月)10:25から芝浦サービスセンター会議室(東京港)において22春闘第6回中央港湾団交(続々会都合8回)を開催した。

団交では、これまで労使政策委員会や折衝で各課題に対して議論を交わして22春闘協定書案の作成をおこなってきた経過をふまえ、業側は、(仮)協定案を団交の場で読み上げて組合側に提案を行った。

組合側は、休憩をはさんで業側に何点かの課題で問題解決に至っていないものについて年内か23春闘の中央団交が始まる前に解決できるよう求めて、協定書案について妥結することとした。(11:05終了)

2. 組合側は、要旨次の主張と提起を行った。

- (1) 週休二日制について、全日検はずでに取り入れているが、その労働環境を担う料金担保が出来ていないのが現状で、このままでは人員の合理化や倒産につながりかねない。関連事業者の一部でも実施に踏み切っているものの同様の事情が生まれている。そうならないように対応を図ってほしい。
- (2) 指定事業体の問題では、21春闘協定の際に厳しいやり取りの経過があった、その経過を踏まえて年内には解決を求めたい。展望が見えなければ、オーダーを出していいのかの疑問が生まれる。こんなことは言わせないでほしい。このままでは協定倒れになる。
- (3) 5.9協定改定について人手不足を解消するためにも来年の23春闘において改訂促進を図られたい。
- (4) P/Tでのトラック事業の標準運賃制度や放射線の課題について、ただちに始めてほしいことを特に申し上げたい。

3. 組合側は以上の主張を行った後、22春闘協定案について妥結することにした。

(11:05終了)

以

<添 付>

22春闘仮協定書